山田荘サッカークラブ　クラブ規約

第１条　＜名称＞

当クラブ名称は、山田荘サッカークラブ（以下「山田荘ＳＣ」という）とする。

第２条 ＜目的＞

本クラブは、サッカーを通じて、クラブ員相互の親睦と心身の健全な発達に努め、 少年少女スポーツの振興に寄与するために活動することを目的とする。

第３条　＜活動＞

前条を達成する為、練習、対外試合および各種スポーツ行事へ参加をする。

第４条 ＜クラブ員＞

クラブ員は当クラブ規約に賛同する者で、原則、精華町在住者または精華町に勤務する者とする。ただし、クラブ員の3分の1以内であれば町外在住者も加入できるものとする。

第５条 ＜入部および退部＞

１．入部者は、山田荘ＳＣ所定の｢入部誓約書｣に記入捺印の後、クラブ役員を通じ、代表に提出。クラブ費が納入され、保険登録がされた時点で入部とする。入部誓約書の保管は代表が行う。

２．他クラブ在籍者が入部する際は、新規か移籍かにかかわらず、代表に事前に相談し、了承を得て、円満に進めることとする。

３．退部者は、その旨書面にて役員に提出し、代表が確認をした時点で退部とする。

第６条 ＜クラブスタッフおよび組織＞

本クラブに次のスタッフを置く。 ただし兼任を妨げない。

(１）代表者　１名　　(２)　監督・コーチ　若干名　　(３)　運営部・審判部ほか

(４）クラブ会計担当者　１名

第７条 ＜任務＞

クラブスタッフの任務は次の通りとする。

１．代表はクラブを代表し会務を統括するとともに、精華町体育協会・精華町サッカー協会の評議員となり、連絡を密にする。

２．監督・コーチは、代表の指導指針に基づいた指導を行う。

３．クラブスタッフは山田荘ＳＣの事業の企画および運営を行う。

４．クラブ会計担当者は、クラブの会計事務を実務者であるクラブ会計担当役員とともに正確に行う。

第８条　＜役員＞

本クラブに次の役員を置く。

(１)　クラブ役員　若干名（クラブ長、会計担当、保険登録担当など）

(２)　各学年役員　若干名（学年代表、会計担当など）

第９条 ＜役員の任期＞

１．役員の任期は原則１年とし、再任を妨げない。

２．任期内であっても事情により、変更する場合ことができる。

第１０条 　＜選任＞

１．代表およびクラブスタッフは定時総会、または３月に開催される成績報告会で報告された後、公表される。

２．クラブ長はクラブスタッフから推薦、選任される。選任されたクラブ長はクラブスタッフと相談しながら、クラブ役員を選任する。

３．各学年役員は担当コーチとも相談しながら、各学年の話し合いによって選任される。

４．クラブ役員、各学年役員はＨＰなどで公開される。

第１１条 　＜総会＞

１．代表が招集し、クラブ運営について報告、または協議する。

２．議決は、出席者の３分の２の合意により成立することとする。

３．定時総会のほかに、臨時に総会を開催することができる。

第１２条　＜会計＞

１．会計年度は、２月１日よりはじまり、１月末日までとする。

２．運用については、別表「クラブ会計基準」および「クラブ費支給大会区分表」によるものとする。

３．会計報告は、会計監査を経て、会計年度末の定期総会で翌会計年度予算とともに報告される。

第１３条 　＜積立金＞

１．ユニホーム、サッカーゴールなどの高額備品の購入、不意の出費などに備えて、毎年度ごとに資金を別途積み立てることができる。

２．総会での決議承認を得た上で定期積立金とすることができる。

３．積立金の残高、使途については定期総会で報告することとする。

第１４条 　＜会費＞

会費の運用は、別表「山田荘ＳＣ会費規程」により定める。

第１５条 　＜改正＞

規約の改正については、総会での決議事項とするが、緊急の場合などはクラブスタッフと役員の３分の２以上の合意により行い、総会に報告することができる。

第１６条　＜保険＞

クラブ員は必ずスポーツ保険に加入し、練習・試合等による負傷については、その範囲での対応を行うものとし、クラブスタッフおよび審判サポートなどのお父さんコーチについても、クラブ員と同様の対応とする。

第１７条　＜その他＞

その他本規約に定めにない事項については、総会により決議し決定する。

附則

この規約は、１９９２年４月１日より適用する。

この規約は、２００３年４月１日より適用する。

この規約は、２０１４年８月１１日より適用する。

この規約は、２０１７年２月２５日より適用する。